

細木病院における面会に関する院内規定

1. 目的

本規程は、患者の権利を尊重しつつ、安全で適切な療養環境を確保するため、当院における面会の基本方針および運用方法を定めることを目的とする。

2. 基本方針

- 1) 患者が家族等と面会する権利を尊重し、面会を不当に妨げない。
- 2) 面会の制限は、感染対策上の必要性その他やむを得ない理由がある場合に限り行う。
- 3) 面会の方法・時間、患者の状態、病棟環境、感染状況等を踏まえ、個別に判断する。
- 4) 病棟特性に応じて、患者の療養上の必要性を考慮し、柔軟に対応する。

3. 面会方法

- 1) 当院は、患者の安全確保と病棟環境維持のため、感染状況に応じて予約制にする場合がある。
- 2) 面会の頻度・人数・時間は以下を基本とする。
 - (1) 面会人数：原則 同時 2 名まで（室環境や患者の状態に応じて、調整する場合）。
 - (2) 面会時間：原則 30 分以内（状況に応じて、60 分程度まで延長可能）。
- 3) 上記は一律の制限ではなく、患者の状態・病室環境・感染状況等に応じて個別に調整する。

4. 面会時間

- 1) 原則：13：00～17：00
- 2) 夜間・早朝の面会は、緊急時または主治医・看護師長が必要と認めた場合に限る。

5. 面会場所

- 1) 原則：病室または指定の面会スペース
- 2) 感染対策上の必要がある場合、面会場所を指定することがある。

6. 面会者の範囲

- 1) 家族、親族、患者が希望する者
- 2) その他：患者の状態に応じて別途判断する。

7. 面会制限の基準

以下の場合、面会を制限または中止することがある。

- 1) 院内または地域で感染症が流行している場合
- 2) 患者の病状が不安定な場合
- 3) 患者が希望しない場合
- 4) 面会者に発熱・咳などの症状がある場合
- 5) 病棟環境（多床室の混雑等）により安全確保が困難な場合
- 6) その他、院内感染対策委員会が必要と判断した場合

8. 面会者の遵守事項

- 1) 手指衛生の実施
- 2) マスク着用（乳幼児、幼児：マスク着用が可能な場合）
- 3) 飲食禁止
- 4) 職員の指示に従うこと
- 5) 他患者のプライバシーに配慮すること

9. 規定の見直し

- 1) 本規定は、感染状況、診療報酬改定、運用上の課題等を踏まえ、適宜見直す。
- 2) 見直しは運営会議で審議し、決裁する。

10. 周知

- 1) 本規定は院内掲示、入院案内、ホームページ等により患者・家族に周知する。

2026.5.27
院長 細木 信吾